

市役所庁舎建設の検討を進めています

【問い合わせ】 政策推進室（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

現在、本市では、平成17年9月に合併してから、3つの庁舎（麻生庁舎・玉造庁舎・北浦庁舎）で市民サービスを提供していますが、3つの庁舎には老朽化が進み耐震化されていないなど多くの問題を抱えています。これからの本市のまちづくりの中で、庁舎がどのような役割を果たしていくのかを考え、現庁舎が抱える問題を解決し、市民の皆さんの安全・安心な生活の確保と、市民サービスの向上を目指して、庁舎建設の検討を進めています。

今回は、「現庁舎の現状と問題点」と「検討体制」についてご紹介します。

◎現庁舎の現状と問題点

◇防災上の問題点

現在、市の防災拠点には麻生庁舎ですが、災害があった時に関係機関と連携し防災拠点として機能するには手狭で、会議室がないことから、情報交流センターの会議室を災害対策室としています。また、麻生庁舎の一部は、大雨の時に浸水する場所があるため、市民の皆さんや関係機関が集まる上で不安があります。北浦庁舎と玉造庁舎は、耐震上の問題で災害時の防災拠点になりません。

◇分散配置の問題点

市の業務が3庁舎に分散されているため、市民の皆さんに各庁舎の業務が分かりにくく、サービスによっては、複数の庁舎に出向いて手続きが必要な場合があります。また、総合窓口のように、各庁舎に重複して配置している業務があったり、職員の移動時間による時間的なロスや、公用車や燃料費のロスが発生するなどしています。

◇現庁舎の施設に係る問題点

【耐震上の問題】 本来、多くの市民が訪れ、市民サービスを提供している庁舎は、耐震診断を行い必要な耐震補強をしなければなりません。北浦庁舎と玉造庁舎は、耐震化が図られていません。

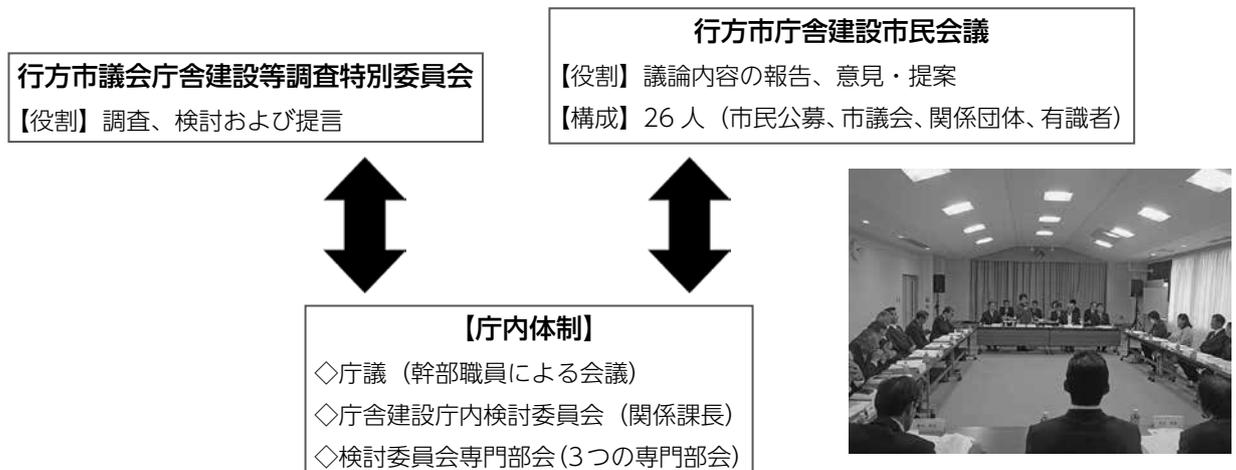
【老朽化の問題】 各庁舎とも、予算の範囲内の対処療法的なメンテナンスしか行ってこなかったため、老朽化が進み、維持管理費や修繕費が年々増加しています。

【機能・設備の問題】 各庁舎ともエレベーターが設置されていないなど、全ての市民の皆さんに対応できるようなバリアフリーになっていません。

【手狭なため（狭あい化）の問題】 窓口に、来客のプライバシーを確保する十分なスペースがありません。

◎庁舎建設の検討体制

次のような体制で、市民・議会・行政が三位一体となって庁舎建設の検討を進めています。



※これからも随時、庁舎建設の検討状況を報告していきます。

※行方市庁舎建設市民会議の会議録は、市のホームページで掲載しています。

※庁舎建設に関するご意見がございましたら、市政推進室までお願いします。

霞ヶ浦ふれあいランド再生基本計画の策定について

【問い合わせ】 政策推進室（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

霞ヶ浦ふれあいランド内の「水の科学館」は、この3月末をもって閉館となります。

水の科学館については、大部分を所有する独立行政法人水資源機構より施設の譲渡を受け再整備を行うために、民間事業者の資金やノウハウを活用した官民連携による事業を想定した「霞ヶ浦ふれあいランド再生基本計画」を現在作成しています。



旧玉造小学校跡地を活用した「子育て世帯向け定住促進住宅」の整備を計画しています

【問い合わせ】 政策推進室（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

「行方市定住・移住促進計画」に基づき、現在使用されていない旧玉造小学校跡地を活用し、市内への定住・移住を希望する子育て世帯や新婚世帯の方へ快適な住環境を提供するため「子育て世帯向け定住促進住宅（賃貸住宅）」の整備を計画しています。

その手法として、現在、住宅の建設・維持管理・運営を民間事業者が一括して行う官民連携事業を検討しております。また、整備にあたっては、国の補助金を活用することで、市の財政負担を軽減することができます。



「官民連携事業」とは…

【事業の内容】

- ◇ 良質で持続可能な市民サービスを提供していくために、民間事業者と行政が意見を出し合い、パートナーという形で事業を実施すること

【事業の効果】

- ◇ **市民サービスの水準向上** … 民間事業者と連携し、そのノウハウと技術を活用することにより、質の高いサービスの提供が期待できる
- ◇ **地域経済の循環** … 地域の企業や人材を活用することで、雇用や新たな事業が生まれる
- ◇ **公的負担の抑制** … 民間資金を活用することで、公的財政負担の軽減を図る

感染症を予防しましょう！

【問い合わせ】健康増進課（保健センター） ☎0291-34-6200

季節性のインフルエンザや新型コロナウイルスの感染症予防法としては、一般的な衛生対策として、風邪対策と同様に**咳エチケット**（※）や手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。過剰に心配することなく感染を広げないためにも、「手洗い」や「咳エチケット」など通常の感染症対策をしっかりに行いましょう。

※咳エチケット

インフルエンザをはじめとして、咳やくしゃみの飛沫により感染する感染症は数多くあります。「咳エチケット」は、これらの感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。特に電車や職場、学校など人が集まる場所で実践することが重要です。

一人一人ができる感染症対策は？

①正しい手洗い

ドアノブや電車のつり革などさまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先から帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

②ふだんの健康管理

感染症は、免疫力が弱っていると感染しやすくなりますし、感染した時に症状が重くなってしまう恐れがあります。普段から十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

③適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保ちます。

④人込みや繁華街への外出を控える

不要不急のときはなるべく、人混みや繁華街への外出を控えましょう。くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれませんので、上述した「咳エチケット」を心がけましょう。

ほかの人にうつさないためには？

- ▶**口と鼻を覆う** 周囲にかからないよう顔をそらせ、ティッシュやガーゼのハンカチ・タオルなどで口と鼻を覆います。
- ▶**すぐに捨てる** 口と鼻を覆ったティッシュはすぐにごみ箱に捨てましょう。
- ▶**周囲の人からなるべく離れる** くしゃみや咳の飛沫は、1～2m飛ぶと言われています。

【新型コロナウイルスに関する電話相談】

茨城県潮来保健所 ☎0299-66-2114（平日 午前9時～午後5時）

厚生労働省フリーダイヤル ☎0120-565653（土・日・祝日実施 午前9時～午後9時）

※国立感染症研究所、厚生労働省のホームページにおいて、感染症に関する情報を確認できます。



まちづくりに関するフォーラム等 開催のお知らせ

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

▶開催日 3月22日（日）

▶場 所 麻生公民館 2階大ホール（麻生 1221）

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

なめがた SDGs フォーラム

時間：午前 10 時～正午（受付開始：午前 9 時 30 分）

【基調講演】

テーマ：持続可能なまちづくりの共通言語 SDGs

講 師：茨城大学人文社会科学部 准教授 野田真里氏

【パネルディスカッション】

テーマ：地域の身近な取り組みが世界を変える



行方市地域公共交通シンポジウム

時間：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分（受付開始：午後 1 時）

【基調講演】

テーマ：地域の「くらしの足」をみんなで守り・育てるために

講 師：福島大学 経済学類 准教授 吉田 樹氏

【パネルディスカッション】

テーマ：行方市の公共交通は何から始めればいいのか？



▶いずれも参加費無料、事前申込制（最大 250 人。定員になり次第締切）

▶申込方法 下記まで電話または上記の QR コードを読み込み、ウェブ上からお申し込みください。

▶申込締切 3月16日（月）午後5時

▶申込先 企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811



※ SDGs とは
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030 年に向けて世界が合意した
「持続可能な開発目標」です。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

住民基本台帳法に基づき、平成31年2月から令和2年1月までの閲覧状況を公表します。

申出者	利用目的の概要	閲覧日	対象地域
一般社団法人新情報センター	インターネット使用と生活習慣に関する実態調査	H 31. 2.14	島並 20件
一般社団法人新情報センター	親子関係についての人生振り返り調査	H 31. 2.14	芹沢 19件
株式会社日本リサーチセンター	6月全国個人視聴率調査	H 31. 4.16	捻木・若海 12件
毎日新聞社	第73回読書世論調査	R 1. 5.23	沖洲 12件
株式会社日本リサーチセンター	60代の雇用・生活調査	R 1. 6.10	内宿・山田 21件
防衛省自衛隊茨城地方協力本部	自衛官等募集調査	R 1. 6.18	市内全域 338件
一般社団法人中央調査社	2019年新聞およびWeb利用に関する総合調査	R 1. 7. 3	麻生 24件
一般社団法人中央調査社	環境問題に関する世論調査（附帯調査：薬が効かない（薬剤耐性）感染症に関する世論調査）	R 1. 7.18	小幡 16件
一般社団法人新情報センター	ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査	R 1. 9.13	繁昌 22件
茨城県知事	2019年全国家計構造調査	R 1.11.15	麻生・両宿・次木 889件
一般社団法人中央調査社	日本とアメリカに関する世論調査	R 1.11.27	於下 12件

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況を公表します

【問い合わせ】 総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行方市情報公開条例および行方市個人情報の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1. 情報公開開示請求の状況（平成30年度）

開示請求件数	請求に係る決定内容		
	開示	部分開示	不開示
27	13	12	2

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

2. 個人情報開示請求等の状況（平成30年度）

個人情報取扱事務届出件数 582件

開示請求件数	請求に係る決定内容			
	開示	部分開示	裁量的開示	不開示
3	2	1	0	0

※個人情報の訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。
※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。
相談はすべて無料です。

▶ **問い合わせ** 水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

▶ 特設人権相談

【麻生】 4月7日（火） 麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時
【玉造】 4月8日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時
【北浦】 4月9日（木） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

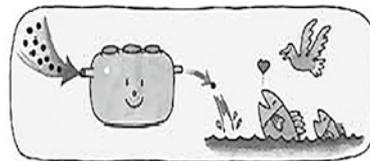


浄化槽をお使いの皆さまへ

【問い合わせ】(市担当課) 下水道課 (玉造庁舎) ☎0299-55-0111
(県) 茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。



保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ぱっ気方式は6カ月に1回以上)行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)に申し込んでください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付される場合があります。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導にお伺いする場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています(「HAPPYパンチ」の番組内)。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！



エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます

ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

- 放送エリア
鹿行地域(鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉦田市)
- 周波数 76.7MHz



※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

水道料金のスマートフォンアプリ収納サービスを開始します

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108

4月1日から、スマートフォンアプリを利用して、水道料金の支払いがいつでもどこでも、手軽にできるようになります。

専用アプリをダウンロードした後、納付書に印字されているバーコードをスマートフォン等のカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付します。銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。



▶ご利用可能なスマートフォンアプリ

PayPay (PayPay 株式会社) LINE Pay (LINE Pay 株式会社) Pay B (ビリングシステム株式会社)

▶注意事項

- ・領収書は発行されません。納付確認は、アプリ内の取引履歴でのご確認となります。
- ・バーコードが読み取れない納付書は利用できません。
- ・重複納付を防止するため、決済後の納付書は破棄してください。
- ・納付手続きが完了した後は、取り消しはできません。必ず注意事項を確認した上でご利用ください。
- ・納付に係る手数料は無料です（通信料等は利用者負担です）。

令和2年4月から

SDGsの取り組みの一つとして、古着・古布回収を始めます

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

これまで焼却処分されてきた古着・古布・毛布を資源ごみとして回収し、国外へ中古衣料・中古毛布として輸出したり、ウエス（油拭き布）や繊維素原料にリサイクルします。古着・古布回収をすることにより、ごみを減量し「行方市環境美化センター」の延命化を図ります。

ご家庭に残った旧行方市指定ごみ袋で出すことも可能です。

▶回収日 毎月第2土曜日 初回：4月11日（土）

▶時間 午前8時～午後5時

▶回収場所 麻生公民館 玉造中央公民館 繁昌学習センター

手賀地区学習センター 榎本農村集落センター他 ストックヤード

回収日時

第2土曜日

午前8時～午後5時

★洗ったものを出してください（クリーニングは不要です）

★ぬれているもの、汚れているもの、破れているものは、回収できません。

★回収したものの、ポケットの中身は返却できませんので、ご注意ください。

★ポケットの中身は、必ず確認してください。

★クリーニングしたものを出すときは、ハンガーやビニールを外してください。

●「毛布」は、紐で十字に縛ってください。

●「毛布以外のもの」は、透明なビニール袋で出してください。

※旧指定ごみ袋（青字・緑字・有害ごみ）で出すことも可能です。

回収できるもの

- ・衣類
（わた・スポンジの入っていないもの）
- ・下着類・補整下着
- ・シャツ・布団カバー類
- ・タオル類・ハンカチ
- ・スカーフ・着物・長じゅばん
- ・毛布

回収できないもの

- ・わた・スポンジが入っているもの
- ・枕
- ・布団類
- ・スリッパ
- ・マットレス
- ・足拭きマット
- ・便座カバー
- ・カーテン類
- ・こたつ掛布団
- ・こたつ敷布団
- ・電気毛布
- ・ジュータン
- ・カーペット
- ・マット類
- ・靴
- ・カップ
- ・着物帯・着物小物・仕立てくず・裁断くず
- ・加工くず
- ・雑巾

お願い

- ①「衣類・着物・下着類」と「タオル・シャツ類」を分けてください。
- ②旧指定ごみ袋で出すときは、必ず、油性ペンで「古着」「タオル類」と大きく書いてください。

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」をお忘れなく！

定期集合注射のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

令和2年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を、次の日程で実施します。

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猟犬も例外ではありません。全ての犬が対象です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



今年も
忘れずに
受けさせて
ワン！

地区	日程	時間	実施場所
北浦地区	4月17日(金)	9:00～9:15	前田商店
		9:25～9:40	行戸中央公民館
		9:50～10:05	南原生活改善センター
		10:15～10:35	㊤集荷所
		10:45～11:00	小貫地区学習センター
		11:10～11:20	J A グリーンショップ武田店跡
		11:30～11:50	武田地区館
		13:00～13:15	長野江田園都市センター
	13:25～13:40	金上農村集落センター	
	13:45～14:00	小舟津バス停(㊤商店付近)	
	4月18日(土)	9:00～9:25	要地区館
		9:35～9:45	南高岡農村集落センター
		9:55～10:10	中根農村集落センター
		10:20～10:40	繁昌地区学習センター
10:50～11:05		吉川農村集落センター	
11:15～11:30		旧北浦幼稚園	
11:35～12:00	行方市役所北浦庁舎		

○登録料等

区分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	-	2,000円
注射済票 交付手数料	350円	350円
予防注射 料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

地区	日程	時間	実施場所
玉造地区	4月12日(日)	9:00～9:20	沖洲集落センター
		9:30～9:45	羽生地区学習センター
		9:55～10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20～10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45～11:00	中山消防機庫
		11:10～11:20	旧上山組公民館
		11:30～11:40	上山 江北産業跡地
		13:00～13:15	榎本農研研修センター
		13:25～13:40	若海農村集落センター
	13:55～14:30	行方市役所玉造庁舎	
	4月13日(月)	9:00～9:15	藤井集会所
		9:25～9:40	荒宿農村集落センター
		9:50～10:10	玉川地区学習センター
		10:20～10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45～11:00	手賀地区学習センター
		11:10～11:20	高須一本松前
		11:35～11:55	玉造西地区学習センター
		13:00～13:15	行方市泉配水場
13:25～13:40		小座山農村集落センター	

地区	日程	時間	実施場所
麻生地区	4月19日(日)	9:00～9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25～9:40	西浦地区学習センター
		9:50～10:05	今宿農村集落センター
		10:15～10:30	橋門四番組集会所
		10:40～10:55	小高地区館
		11:05～11:25	島並農村集落センター
		11:40～11:55	本城会館
		13:00～13:15	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25～13:40	粗毛農村集落センター
		13:50～14:20	麻生公民館
		14:30～14:45	新原公民館
		4月20日(月)	9:00～9:15
	9:25～9:40		谷津農村集落センター
	9:50～10:05		四鹿杉平農村集落センター
	10:15～10:30		青沼ふるさとコミュニティセンター
	10:40～10:55		石神構造改善センター
	11:05～11:20		太田地区館
	11:30～11:45		台矢幡集会所
	13:00～13:15		白浜ウォーキングセンター
	13:25～13:40	大和地区館	
13:50～14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター		

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

▶ 予防注射当日 ☎090-4597-3111

◆犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。



国民年金保険料学生納付特例制度についてお知らせします

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得の目安】 } 118 \text{ 万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

学生納付特例制度により、令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をお掛けしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

春は異動の季節です 国保への届け出をお忘れなく！



【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

手続きが必要となる主な例		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印鑑、マイナンバー
	会社等の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者となったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑、マイナンバー
	死亡したとき	国民健康保険証、印鑑
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなったとき	国民健康保険証、卒業証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険証の記載内容に変更があるとき	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証、印鑑、マイナンバー
	修学のため市外に住所を移したとき	国民健康保険証、在学証明書、印鑑、マイナンバー

※異動のあった日から14日以内に届け出をお願いします。手続きの際は印鑑を忘れずにお持ちください。手続きは3庁舎（玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口室・北浦庁舎総合窓口室）いずれでもできます。



6次産業化販路開拓セミナー開催のお知らせ

【問い合わせ】農林水産課ブランド戦略室 ☎0291-35-3114

農畜水産物の商品開発や販売を行っている、または興味を持っている方へ。

「売れる商品とは何か」。売れる物づくりについてのセミナーを開催します。

また、ふるさと納税出品など販路開拓についてもわかりやすく説明します。興味のある方はぜひご参加ください。

- ▶期 日 3月19日(木)
- ▶場 所 なめがたファーマーズヴィレッジ2階(宇崎1561)

- ▶講演内容 【第1部】13:40～
「農業のブランディングとファンづくり」
【第2部】14:20～
「行方市のふるさと納税出品について」

- ▶申込方法 3月13日(金)までに、電話またはFAX(記載事項:氏名、住所、電話番号)で下記までお申し込みください。

- ▶主催・問い合わせ 農林水産課ブランド戦略室 ☎0291-35-3114 FAX 0291-35-2826



令和2年度

介護支援専門員(実務未経験者)更新研修および再研修のご案内

【問い合わせ】公益財団法人介護労働安定センター茨城支部 ☎029-227-1215

- ▶対 象 ①介護支援専門員証の有効期間中に実務経験が少なく(6カ月未満)、おおむね令和3年1月～令和4年3月頃までに有効期間が満了になる方(更新研修)
②有効期間がすでに切れてしまった方で、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方(再研修)

- ▶日 程 1班:水戸会場(茨城県青少年会館)6～7月
2班:土浦会場 8～9月
3班:水戸会場 10～12月 で、各班11日間
※2班と3班の会場は、確定次第ホームページに掲載します。

- ▶定 員 各班先着85人
- ▶受講料 43,800円(テキスト代8,800円含む)
- ▶募集期間 4月1日(水)～9月30日(水)
- ▶申込方法 下記までお申し込みください。
- ▶問い合わせ 公益財団法人介護労働安定センター茨城支部
☎029-227-1215 FAX 029-227-1216

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/ibaraki/index.html>



納期限内の納税にご協力ください!

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに、**延滞金等を納めなくてはなりません。**

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は年2.6%、その後の期間は年8.9%の割合で計算されます(※)。

※平成30年1月1日以降の割合です。

※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合)で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの公平を保つため、その人の財産(給与、預貯金、保険、不動産等)について差押処分を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価(取立て、公売等)して滞納市税へ相当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

滞納整理の流れ



◆◆ペイジー (Pay-easy) 口座振替受付サービス◆◆

キャッシュカードで口座振替登録ができるようになりました! 「ペイジー口座振替受付サービス」

このサービスは、市役所備え付けの専用端末機にキャッシュカードを通すだけで、口座振替のお申し込みができるサービスです。金融機関に出向かずに市役所窓口で手続きができ、通帳や届出印は不要です。この機会にぜひ、市税の口座振替をご検討ください。

▶**対象税目** 市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ※全て普通徴収分に限りま。

▶**申込手順** (1) 端末機設置窓口で、口座振替申込を希望する旨を伝える。
(2) 申込者の本人確認後、指定の申込票を記入する。
(3) 専用端末機でキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力する。
(4) 申込内容を確認後、確認書に署名をする。

▶**申込場所** ・麻生庁舎 収納対策課 ・北浦庁舎 総合窓口室 ・玉造庁舎 総合窓口課

▶**受付時間** 午前8時30分~午後5時15分

▶**必要なもの** ・口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)
・本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証、健康保険証等)
※古いキャッシュカード、クレジットカード、法人カード、入金専用カードなど、取り扱いができないカードがあります。

※暗証番号入力を連続して間違えると、そのカードでは申し込みできなくなることがあります。

▶**利用可能な金融機関** 常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行

※4月から「なめがたしおさい農業協同組合」が利用可能となります。なお、従来の金融機関における口座振替依頼書でのお申し込みも引き続き受け付けています。ご希望の方は、通帳・届出印・納税通知書をお持ちの上、金融機関窓口にて手続きをしてください。